

子ども議会 議案第1号

基山町移動販売車両の設置及び管理に関する条例の制定について

基山町移動販売車両の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和4年10月1日提出

基山町長 小西夏華

基山町子ども議会 条例第 号

基山町移動販売車両の設置及び管理に関する条例

第1条 町は、買物弱者等への利便性を図るため、移動販売車両を設置する。

第2条 第1条の設置目的を効果的に達成するため、町内の業者に管理を委託する。

2 委託を受けた者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両の維持管理に関すること。
- (2) 車両の運営に関すること。
- (3) 販売等に関すること。
- (4) その他、町長が必要と認める業務

第3条 運行範囲は原則基山町内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町には買物弱者と呼ばれる方々が多くいらっしゃいます。そのため、本町に移動販売車両を設置し、こちらから直接出向くことにより、高齢者や妊婦の方等にも便利に利用できる環境整備を行い、皆さんに安心でより良い生活を提供する必要があると考えたからです。